資料　1

第2部会

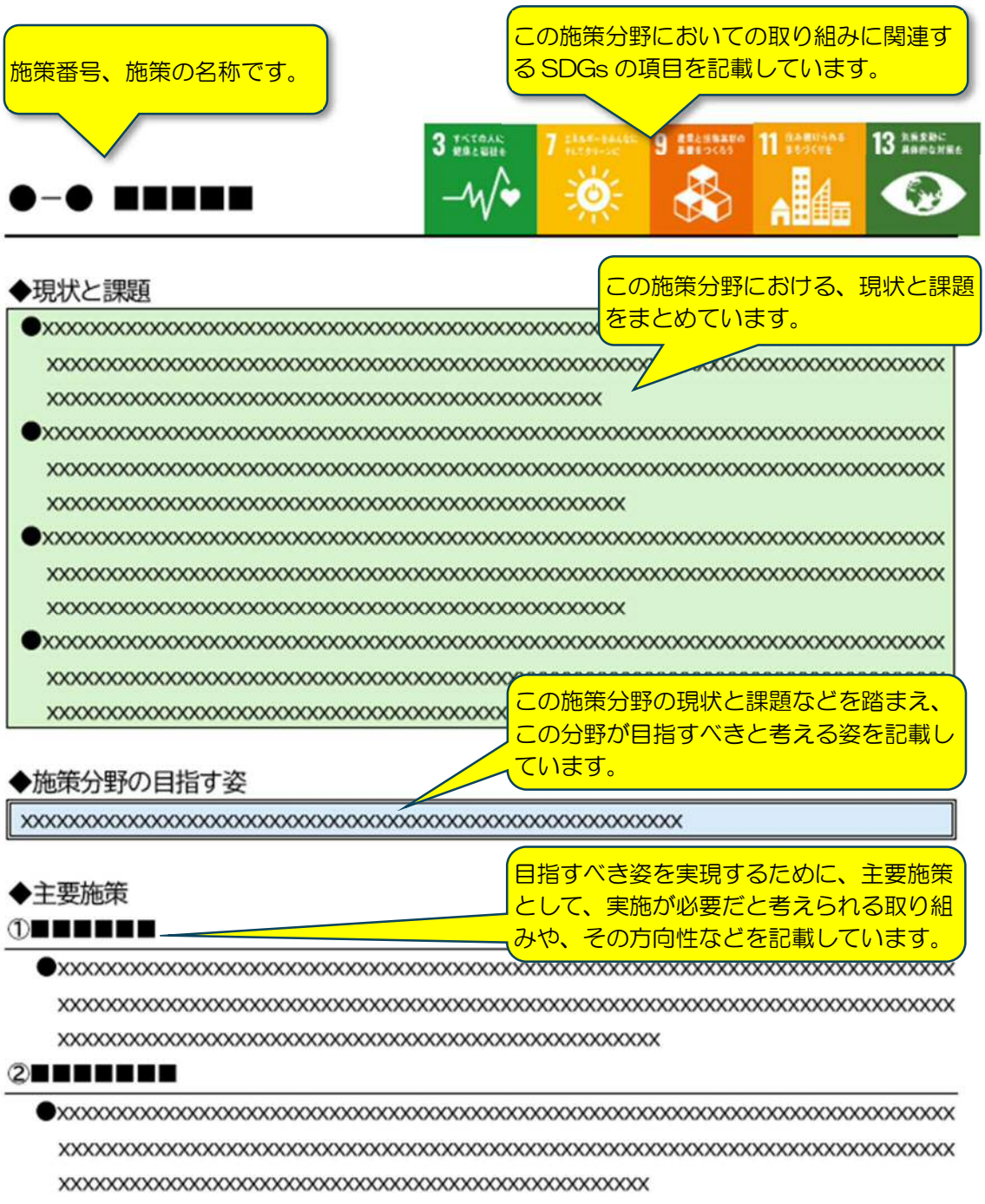
後期基本計画（案）

令和8年8月6日

■この資料は、第1回審議部会で配布した資料2（A3 版横）の右側を抽出した、後期基本計画（案）となります。
■第1回審議部会にていただいた意見を反映した部分などは、朱書きで溶け込み修正させていただいております。前回配付した資料2（A3版横）と比較しながらご確認ください。
■その他、誤記載等についても朱書きで修正しています。
■「◆目指す姿の達成状況を測る主な指標」について、現状値を 2025年度の数値に修正し、「中間値2026」の欄を削除したものになっています。
2025年度の現状値を踏まえた2031年度の目標値、数値設定の考え方となります。

■第7次尾鷲市総合計画後期基本計画(案)の見方

第7次尾鷲市総合計画後期基本計画(案)は、次の見本のように一つの分野ごとにまとめられており、分野ごとの現状と課題を基に、目指す姿やそれを実現するために行う主要施策・主要事業、目標を数値で表した指標や、分野において市民と力を合わせるためにどのようなことができるかなどの考え方をまとめています。


施策番号、施策の名称です。
この施策分野においての取り組みに関連するSDGsの項目を記載しています。
●－● ■■■■■
◆現状と課題
この施策分野における、現状と課題をまとめています。
●xxxx

基本計画の期間内に実施を予定する主要な事業の名前とその事業内容を記載しています。

記載している事業が、総合戦略や国土強靭化地域計画に関連するものかを示しています。

◆主要事業

事業名	事業内容	考
■■■■■■■■	xxxx	

2－1 基盤整備



◆現状と課題

●市街地内における幹線道路や国道 42 号などの広域幹線道路以外は、狭あい道路であり、特に狭あい道路においては、老朽化が進み、適正な維持管理が求められています。

●紀勢自動車道・熊野尾鷲道路の延伸により、広域交流における流通網が整備され、名古屋、大阪などの大都市圏から数時間で訪れることができる地域となりましたが、これによる、大都市圏からの観光客やUJIターンなどによる転入者の増加につながっておらず、社会減が続いている状況となっています。ストロー現象を防ぐためにも、魅力ある地域づくりが必要となっています。また、社会減対策の一つとして「雇用の創出」は必要であり、おわせ SEA モデル協議会による発電所跡地への企業誘致を積極的に進める必要があります。

●南海トラフ巨大地震などによる大規模な災害が予想されており、将来想定される大災害に対応できる避難ルートの整備・拡充を図るとともに、災害時における緊急活動を支援する救助ルートの確保など、大規模災害に対する備えが求められています。

●公図の混乱地域が非常に多く、境界などの確認にも多大な時間を要することから、地籍調査事業の進捗率は依然として低い状況となっていますが、公共事業実施における用地買収などや将来予想される南海トラフ巨大地震発生後の復興のためにも、早期に公図を整理すべく計画的に調査を実施することが必要です。令和6年度から港町、中井町、栄町地区において、調査図素図や地籍調査票等の作成に着手し、令和 7 年度には港町の現地調査を実施し、着実に事業実施を進めます。

◆施策分野の目指す姿

道路施設などの基盤整備について、施設の長寿命化を図りつつ、災害時の緊急活動などが円滑に図れるように都市計画道路の整備を推進します。

◆主要施策

①適正な土地利用の推進

●紀勢自動車道、熊野尾鷲道路の延伸による流通の利便性の向上を考慮し、現在の工業系用地の土地利用条件を整理、分析した上で、新たな地場産業や工業、またこれらの産業の流通地区としての機能を配置し、これに基づく土地利用転換を図るなど、産業の活性化を推進します。

②都市拠点の整備

●将来予想される南海トラフ巨大地震発生後の復興や公共事業が円滑に行えるように地域の公図の整理などを推進します。

③道路の整備

●幹線道路については、広域幹線道路と市街地の一体性を高める道路づくりとともに紀勢自動車道・熊野尾鷲道路と連携する市内幹線道路のネットワークの構築に努め、市外からの来訪者等の円滑な誘導を図ります。

●市道などの生活道路は、買い物や通学、通院などの利用目的、高齢者や障がい者などの利用者を考

慮し、すべての市民が安心して利用できるよう、人にやさしい道づくりを推進します。

●都市計画道路については、地域住民の理解と協力を得ながら、地域の活性化や都市防災、避難ルートなどの基本的な考え方を踏まえた道路の形成を図ります。

◆主要事業

事業名	事業内容	備考
都市計画道路事業	尾鷲港新田線の新設事業は、尾鷲港と国道 42 号、更には三重県広域防災拠点を結ぶ幹線道路であり、地域住民の生活道路としてはもとより、災害発生時の防災道路や地域産業の物流道路の役割も担う極めて重要な道路であり、現在事業主体である三重県により道路整備が進められています。また、尾鷲港新田線と接続している日尻野線の整備についても今後計画的に進めて行く必要があります。	国強
橋梁長寿命化修繕事業	尾鷲市が管理する 170 橋の橋梁の健全度の調査を 5 年に 1 度行い、健全度を把握します。その上で、損傷が深刻な状態である橋梁から優先順位を設け、損傷が深刻になる状態の前に修繕を実施する予防保全型へと維持管理手法を転換し、橋梁の寿命を延ばすことで、維持管理費用の縮減を図ります。また、跨線橋や緊急輸送道路、通学路に架かる橋梁などについては、優先的に耐震化を図ります。	国強
地籍調査事業	地籍調査は、市民の根幹である土地に関する重要なことであり、土地の境界の明確化による土地取引やまちづくり事業の円滑化、災害復旧の効率化、公共用地の適正な管理等のためにも必要不可欠な事業であり、継続的に事業の推進を図ります。	国強

◆目指す姿の達成状況を測る主な指標

指標名	指標の説明と数値設定の考え方	現状値 2025		目標値 2031
都市計画道路の整備	都市計画道路の整備率を表したものです。南海トラフ巨大地震などの災害に備え、緊急物資の輸送や避難路の確保のための道路ネットワークの強化を図るために、尾鷲港新田線、日尻野線の整備を進めます。	29,829m	➡	30,163m
橋梁の耐震化	市内の橋梁において、耐震化できているものの割合を表したものになります。尾鷲市が管理する橋梁170 橋のうち、2 径間以上の橋梁、跨線橋や緊急輸送道路、通学路などに優先順位を設け整備を行います。	2 橋	➡	5 橋

便利で快適な都市基盤の整備

◆市民との協働のために

行政の役割	市民・地域・団体などの役割
●安全で安心な道路使用には、維持管理が重要であり、普段の利用者である自治会等との連絡を密にし、連携しながら利用者にやさしい道路の維持管理を推進します。	●基盤整備を進めていくに当たっては、市民と行政が地域の環境や状況を認識するとともに、まちづくりの課題を十分に把握し、共有することが必要です。

◆関連計画

●尾鷲市都市計画マスタープラン
●尾鷲市公共施設等総合管理計画
●尾鷲市橋梁長寿命化修繕計画
●尾鷲市立地適正化計画

便利で快適な都市基盤の整備



2－2 公共交通

◆現状と課題

●集落の高齢化や運転免許の返納などから公共交通に対するニーズは増加しており、市民アンケートにおいても常に重要課題TOP10に入っています。しかし、補助金の減少や、利用者数の伸び悩み等により、収支率(運賃収入)が上がらず、年々委託料が増加している中、利用者のニーズに対応しつつ、予算を抑制し、どのように公共交通を維持していくかが課題となっています。また、国において認定を受けている東紀州地域公共交通利便増進実施計画の計画期間が令和11年9月までであることから、次期計画策定に向けた具体的な取り組みについて、県・関係市町・関係機関とともに議論を計画的に行うとともに、当該計画を参考にしながら次期尾鷲市地域公共交通計画の策定を着実に進めていく必要があります。

●厳しい財政状況の中、「第7次尾鷲市総合計画」基本目標の一つ「安全で快適に暮らせるまちを創る」を実現するため、「尾鷲市地域公共交通計画」の公共交通ネットワーク形成の基本方針に基づき、市内公共交通網の強化を図ります。具体的には、利用者アンケート結果の分析、各種イベントとの連携、バスの乗り方教室の実施等により、ふれあいバスの利用促進や、利便性の向上を図るとともに、本地域における交通体系の維持確保に努め、新たな技術や考え方を活用した新たな公共交通体系の構築について、県・関係市町・関係機関との情報共有を行います。

●市全体の高齢化率は 45.8%で、地区センター管内の高齢化率は 68.5%となっており、通院、買い物など今後更なる増加が見込まれる交通弱者対策が喫緊の課題となっています。令和8年 10 月1日から 65 歳以上の高齢者に対するふれあいバス無料化を実施することで、バスを利用した外出を促し、フレイルや要介護の予防につなげ、健康寿命の延伸を図るとともに、小学生以下の児童や障害者手帳等の交付を受けている者についても運賃無料化を行うことで、バス利用の機会を拡大させ、将来のバス利用者の増加や家計の負担軽減につなげます。

◆施策分野の目指す姿

地域の公共交通を維持し、誰もが快適に利用できる公共交通を目指します。

◆主要施策

①公共交通の確保・維持改善

●地域の実情に応じた、より効率的かつ効果的な公共交通を確保するため、関係機関と連携の上、MaaSやライドシェアなどの新たな技術や考え方の導入、更には定時定路線とデマンド交通の組み合わせなど、尾鷲市の実情に適した手法を検討しつつ、持続可能な公共交通体系の構築を目指します。 また、65歳以上の高齢者や障害者手帳等を持つ方、小学生以下の児童のコミュニティバス無料化事業により、コミュニティバスの利用促進と経済的負担の軽減を図ります。

②公共交通の利用促進

●バスの乗り方教室やわかりやすいバス停表記、インバウンドに対応した多言語表記等により、新規利用者の獲得や観光客等の利用促進を図ります。

便利で快適な都市基盤の整備

◆主要事業

事業名	事業内容	備考
公共交通維持確保事業	地域や関係機関と連携の上で、より効率的かつ効果的なルート・ダイヤを設定し、持続可能な公共交通体系を構築します。	戦略
ふれあいバス利用促進事業	バスの乗り方教室(ICカードの使い方も含む。)や免許返納者に対する割引制度の周知徹底、わかりやすいバス停表記、インバウンドに対応した多言語表記等により、新規利用者の獲得や観光客のバス利用促進を図ります。	戦略

◆目指す姿の達成状況を測る主な指標

指標名	指標の説明と数値設定の考え方	現状値 2025		目標値 2031
利用促進活動回数	尾鷲市において公共交通の利用促進活動を実施した回数を表すものです。積極的な公共交通の利用を促すために目標として設定しています。中間値では子ども向け、高齢者向けの年 2 回、最終目標値では、子ども向け、高齢者向け、全年齢向けの年 3 回の実施を継続することを目指します。	1回	➡	3 回
ふれあいバス利用者数	ふれあいバス 5 路線の年間利用者数を表すものです。効率的なルート・ダイヤの構築や効果的な利用促進活動がこの指標につながります。人口減少の影響など過去の実績と無料化による利用者数の増加見込みを考慮し、最終目標値は 51,000 人を目指します。	46,479 人 前回資料 42,739 人誤記載	➡	51,000 人
公共交通の満足度	「尾鷲市まちづくりに関するアンケート」における「公共交通の確保」に関する満足度を点数化したものです。満足度 3.00 を上回ることを目標として、2025 年度の 2.50 ポイントから 2031 年度までに 0.6 ポイントの上昇を目指します。	2.50 ポイント	➡	3.10 ポイント

◆市民との協働のために

行政の役割	市民・地域・団体などの役割
●誰もが快適に公共交通を利用できるよう、既存の公共交通体系にとらわれず、既存交通事業者、福祉関係事業者、地域等との連携のもと、持続可能な公共交通体系を構築します。	●公共交通の維持・確保のために、公共交通機関を利用します。 ●地域での支え合い、役割分担による移動手段の確保について、互いに協力し検討します。

◆関連計画

●尾鷲市地域公共交通計画

2−3 自然環境



◆現状と課題

●尾鷲の美しい海と豊かな森林は一体です。しかし、林業の衰退による人工林の荒廃や、近年低下しているごみ資源化率(21.4%)、海洋プラスチック汚染など、身近な環境への負荷が未来の生態系を脅かしています。これらを解決するため、地域(市民・事業者・行政)の強固な連携が必要です。

●地球規模の大きなうねり(カーボンニュートラルへの潮流)を捉えながらも、私たちがやるべきことは「今日できることから始める」という身近な一歩に尽きます。豊かな自然を 100 年先の子どもたちへ引き継ぐため、市民・事業者・行政が手を取り合い、更なる温室効果ガスの削減やごみ減量・資源化の推進に努めることが必要です。

◆施策分野の目指す姿

市民、事業者、行政が手を取り合い、日々の暮らしの中で「心地よく、楽しく続けられる環境づくり」へと展開する。

◆主要施策

①自然環境の保全

●水辺や森林をはじめとする健全な生態系の維持・再生を図るとともに、各種開発や経済活動に対しては適正な規制と指導を徹底し、環境負荷の低減と調和を目指します。

●地域の環境負荷や自然の状況を的確にモニタリングし、持続可能な良質環境を次世代へ継承するため、大気や水質等の継続的な環境測定・分析を実施します。

②自然とふれあう機会の充実

●公園・遊歩道等の整備を行うことで、市民が自然とふれあう機会の充実に努めるとともに、生態系に配慮した工法を推進することで、自然の多様性を保全・創出します。

●水生生物の観察調査をはじめとする多角的な環境教育を展開し、次世代を担う子どもたちや市民の環境保全に対する深い理解と主体的意識の醸成を図ります。

③地球温暖化の防止

●行政が自らの事務事業で徹底して CO_2 を削り(事務事業編)、その熱量を市民・事業者・そして豊かな自然の力へと繋いでいく(区域施策編)。

この２つの計画が完全に融合したとき、尾鷲市は「環境負荷が少なく、経済も豊かに回る持続可能なゼロカーボンシティ」へと確実に進化します。未来の世代に誇れる尾鷲の町を、この強固な両輪で創り上げていきます。

④ごみ減量・資源化の推進

●限りある資源を有効活用して環境負荷を低減し、自然環境に恵まれた快適なまちを次世代に引き継いでいくため、市民・事業者とともに 3R(ごみの発生抑制・再使用・再生利用)とごみ分別を実践することで、排出量の削減と資源化を図ります。

豊かな自然環境と良好な生活環境の保全

◆主要事業

事業名	事業内容	備考
資源ごみ処理事業	資源ごみを適正に中間処理し、再資源化を促進します。	
環境学習・啓発事業	水生生物調査等の体験型環境学習や、地域の緑化・美化に資する花壇への植栽活動を展開し、市民の環境保全への意識醸成と快適な生活環境の創出を図ります。	
環境保全対策事業	廃棄物の排出抑制および資源化を推進するため、市民への意識啓発を展開するとともに、生ごみ処理機器等の導入にかかる費用助成を行います。	

◆目指す姿の達成状況を測る主な指標

指標名	指標の説明と数値設定の考え方	現状値 2025		目標値 2031
資源化率	総資源化量(資源として再利用できるもの)を総ごみ量で割った数値です。資源化を促進するために設定しており、「尾鷲市一般廃棄物処理基本計画」では、2029 年度で 27%とする目標を設定していることから、この目標値を設定しています。	21.4%	➡	27.9%
温室効果ガス削減率	市所管施設から発生する温室効果ガス発生量について、環境省や経済産業省のマニュアルを基に算出したものです。『尾鷲市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)』では、2030 年度において 2013 年度比で 50%削減(最新計画では当初の 40%から、さらに高い「50%削減」へと上方修正)とする目標を設定しています。	-36.5%	➡	-41.6%

◆市民との協働のために

行政の役割	市民・地域・団体などの役割
●自然への関心と理解を促す最適な環境を整備するため、市民の『自然との共生やふれあいの場』に関する需要や意識の動向を的確に把握します。 ●脱炭素社会の実現に向けた市民意識の醸成を図るため、環境教育や美化活動等の啓発イベントを展開するとともに、効果的な環境情報の周知・発信に努めます。 ●各家庭や排出事業者のごみ出し状況を把握し、ごみ減量や分別に係る効果的な啓発を行います。	●温室効果ガスの削減に向けては、市民一人ひとりが排出当事者としての認識を持ち、ライフスタイルの転換を図ることが不可欠です。同時に、事業者においては社会的責任に基づき、温暖化対策の計画や実施状況を積極的に開示するなど、環境配慮型の企業経営を実践する必要があります。 ●ごみ減量・資源化の推進に当たっては、市民は環境に関する知識と理解を深め、できるだけごみを出さない工夫をするとともに、分別の徹底に努めることが必要です。また、事業者においては、資源の循環利用を進め、業種に応じた方法でごみの発生抑制に努めることが必要です。

豊かな自然環境と良好な生活環境の保全

◆関連計画

●第3次尾鷲市環境基本計画
●尾鷲市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)
●尾鷲市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)
●尾鷲市一般廃棄物処理基本計画
●尾鷲市都市計画マスタープラン
●尾鷲市公共施設等総合管理計画
●尾鷲市公共施設個別計画

豊かな自然環境と良好な生活環境の保全



2−4 生活環境

◆現状と課題

●大気や水質といった広域的な自然環境は、基準を満たし良好に保たれています。一方で、住民の耳や鼻に直接届く騒音・悪臭などの苦情が毎年ゼロになっていないのが実情です。苦情の原因は、市民の「日々の生活」や企業の「経済活動(工場や店舗など)」です。トラブルが起きてから対処するのではなく、事前に発生を防ぐ仕組み(未然防止)が求められています。

●斎場の設備の老朽化が課題であり、当面の間は、定期的な部品交換や積み替えといった丁寧な修繕によって施設の延命を図る方針ですが、将来的な方針決定が迫られています。 今後は斎場の耐久性を慎重に検証した上で、しかるべき時期に全面的な整備(建替え等)を検討し、中長期的な財政負担の計画的な見極めが不可欠です。

●本市の水道事業は、市民生活に欠かせないライフラインとして、安全な水道水の安定供給に努めてきました。一方、近年では施設・管路の老朽化をはじめ、災害への対応、PFAS 等による水質への影響など、さまざまな課題への対応が必要となっており、人口減少に伴う水需要の減少も踏まえ、効率的で持続可能な事業運営が求められています。将来にわたり市民が安心して水を利用できるよう、水道事業の基盤強化に努めていく必要があります。

◆施策分野の目指す姿

子どもたちがのびのびと育ち、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるまちを目指します。さらに、緑豊かな自然環境や美しい景観を保全し、多世代が自然に集い、支え合える温かいコミュニティを育み、快適で良好な生活環境を目指します。
子どもを育てたい、生涯住み続けたい快適なまちを創るため、安全で良好な生活環境の保全を目指します。

◆主要施策

①生活環境の保全・公害対策

●良好な生活環境を維持・確保するため、大気・水質・騒音等の環境モニタリングを継続的に実施します。あわせて、事業者に対する適切な規制誘導や指導・助言を徹底し、環境負荷の低減と保全に努めます。

●公共用水域の水質汚濁を防止するため、単独処理浄化槽等から合併処理浄化槽への転換・普及を加速させ、生活排水処理の高度化および処理施設整備率の着実な向上を図ります。

②環境美化の推進

●清潔で美しいまちづくりを推進するため、パトロールや啓発看板を設置するなど、不法投棄の防止対策に努めます。

●市民の環境美化に対する意識の向上を図るため、市民、各種団体、行政による協働での環境美化活動を強力に推進します。

③斎場・墓地の適正な管理

●斎場施設の老朽化に対応するため、修繕計画に基づく計画的な改修・長寿命化を推進します。同時に、管理運営体制の最適化を図り、安定かつ適正な公用サービスの提供に努めます。

●後継者難による墓地の荒廃が懸念されています。これらを適正に解消するため、「改葬許可申請」の手続きを受け付けており、お墓を解体して更地に戻し、永代供養墓などへ遺骨を移す「墓じまい」の適正化にも努めます。

④安全・安心な水の確保

●水質や施設等の適切な管理を行い、安全で安心な水道水の安定供給を確保するとともに、災害に備えた体制の充実を図りながら、将来を見据えた効率的で持続可能な事業運営に努めます。

◆主要事業

事業名	事業内容	備考
環境調査対策事業	公共用水域および一般大気環境における環境基準の達成・維持状況を的確に把握するため、定点での水質測定および大気環境モニタリングを継続的に実施します。	
浄化槽普及促進事業	家庭からの生活雑排水に起因する公共用水域の水質汚濁を防止するため、単独処理浄化槽等から合併処理浄化槽への転換および新設を強力に促進し、生活排水処理の適正化を図ります。	
環境美化推進事業	ごみのない美しいまちづくりを推進するため、監視パトロールや指導等を行うことで不法投棄の防止を図ります。	
斎場一般管理事業	「墓地、埋葬等に関する法律」の規定に基づく厳格かつ円滑な火葬事業を遂行するため、斎場施設の適正な維持管理および安定的・効率的な公用サービス運営を行います。	
斎場維持補修事業	火葬炉および関連機器の適切な維持管理と保守点検を徹底するとともに、修繕計画に基づいた計画的な改修・更新を実施し、安全かつ安定的な施設運営に努めます。	
墓地管理事業	光ヶ丘墓園および市内共同墓地における適正な維持管理、施設の補修、または必要な助成(補助)を実施することにより、墓地利用希望者が安心して墓石等の建立を行える公設・公共同墓地環境の整備に努めます。	
墓地移転事業	残地となる折橋墓地の機能復旧を、2か年に渡り実施を予定しています。機能復旧の完了後は、土地を三重県に譲与予定。令和9年度末、本線の供用開始を予定している。	
水質管理事業	水源地域の保全を図るとともに、水質の適正な管理を行います。	
水道施設管理事業	地震などの大規模災害に備えた水道供給施設や体制の整備を行います。	国強
配水管布設替事業	老朽化した配水管の計画的かつ効率的な布設替えを行います。	

豊かな自然環境と良好な生活環境の保全

◆目指す姿の達成状況を測る主な指標

指標名	指標の説明と数値設定の考え方	現状値 2025		目標値 2031
生活排水処理施設整備率	生活排水処理施設による処理区域内の居住人口を住民基本台帳人口で割った割合です。目標値の算定にあたっては、上位計画である『三重県生活排水処理施設整備計画』との整合を図り、同計画の 2035 年度目標である 73.1%を本市の目標値として設定しています。	53.8%	➡	64.6%
上･簡易水道普及率	給水世帯数を総世帯数で割った数値であり、安全･安心な水を共有できる世帯の割合を示しています。	99.9%	➡	99.9%

◆市民との協働のために

重複のため削除

行政の役割	市民･地域･団体などの役割
●様々な市民、団体が環境美化活動に参加できるよう、清掃用袋の提供やごみ回収等、必要な支援を行います。 ●安全で安心な水を安定的に供給していくため、水道水の水源となる河川や地下水などの水環境を保全し、水源汚染の防止に向けた啓発活動を推進します。 ●斎場および公営墓地等の適正な維持管理体制を堅持し、各施設の老朽度や利用状況に応じた適時適切な保守点検･設備管理を徹底します。 【●斎場と●安全安心な水～の順番を入れ替え】	~~●清潔で美しいまちを創るためには、市民や事業者、団体等の多様な主体が環境美化意識を向上させ、環境美化活動に取り組んでいくことが必要です。~~ ●清潔で美しいまちを次世代へ引き継いでいくためには、市民や事業者、団体等の多様な主体が環境美化や水環境への意識を高め、それぞれの立場で環境美化活動や水源保全に取り組んでいくことが必要です。 ●個人墓石およびその周辺区域における定期的な除草等の措置を適正に講じ、墓地全体の良好な景観形成と公衆衛生環境の維持･向上に努めます。 【●墓石と●清潔で美しいまち～の順番を入れ替え】

◆関連計画

●尾鷲市一般廃棄物処理基本計画
●第３次尾鷲市環境基本計画
●尾鷲市水道事業経営戦略
●尾鷲市公共施設等総合管理計画
●尾鷲市公共施設個別計画
●尾鷲市斎場における火葬炉修繕について

災害に強く、みんなに優しいまちづくり



2－5 防犯･交通安全

◆現状と課題

●これまで、市民･地域･団体等と連携し、防犯活動の推進に取り組んできましたが、市内における刑法犯認知件数は依然として一定数で推移しており、窃盗犯や特殊詐欺被害の防止が引き続き課題となっています。このため、関係機関とより一層の連携を図りながら、防犯対策を進め、安全･安心なまちづくりを目指します。

●防犯灯は夜間の犯罪抑止効果を発揮しており、随時 LED 化を進めることで維持管理コストの縮減を図り、持続可能な維持管理体制に努めます。また、停電･災害時においても避難経路の安全確保と防犯機能を発揮するバッテリー式防犯灯については、引き続き適切な維持管理を行い、その機能の維持を図ります。

●交通安全については、市民･警察･関係機関と連携した交通安全運動などの啓発活動を継続するとともに、各世代に向けた交通安全講話や安全用具の普及啓発を強化します。また、危険箇所への交通安全施設の設置などについても、関係機関と協議･連携し道路環境の整備に努めます。

●通学路の安全確保については、「尾鷲市通学路交通安全プログラム」に基づき、学校･警察･道路管理者などの関係機関と連携し、危険箇所の洗い出しと対応策の協議を継続的に行うことで、安全な通学環境の維持･向上を図ります。

◆施策分野の目指す姿

犯罪や交通事故のない明るく住みやすいまちを目指します。

◆主要施策

①地域の防犯環境の向上

●地域における犯罪の未然防止効果を高めるため、子どもたちの見守りや防犯パトロールなど、市民･地域･団体等の自主的な活動を支援します。

●防犯灯については、犯罪防止を目的として設置されているため、不点灯や器具の破損について修繕し、適切な維持管理に努め、犯罪の抑止効果を高めます。

②防犯意識の高揚･防犯活動の推進

●地域みんなが安全に対する関心を高め、地域の連帯感を醸成し、地域の犯罪抑止機能を高めるために、尾鷲警察署や防犯委員会等と連携し、啓発活動を実施します。

③地域の交通安全環境の向上

●通学路を含め、交通全般の安全を引き続き確保するため、危険度の高い箇所から、地域の声も反映しながら優先度を設定し、交通安全施設の改善･充実を図ります。

④交通安全意識の高揚･交通安全活動の推進

●交通安全意識を高めるため、交通安全運動に積極的に協力するとともに、尾鷲警察署や交通安全協会との連携による交通安全教室に積極的に関わります。

●「尾鷲市通学路交通安全プログラム」に基づき、関係機関が連携して、児童生徒が安全に通学できるように安全確保を図るとともに、交通安全教室への協力を引き続き実施し、交通マナー意識の向上

を図ります。

●高齢者に対しては、県・警察等と連携し、各種啓発活動に積極的に協力を行うとともに、安全装置のついた自動車への転換を図るよう啓発を行います。

◆主要事業

事業名	事業内容	備考
防犯体制整備事業	尾鷲警察署や防犯委員会等と連携し、防犯パトロールや啓発活動を実施することで、犯罪の未然防止体制を強化します。	国強
防犯灯整備・維持管理事業	犯罪のない明るく住みやすい街づくりを推進するため、防犯灯の維持管理や新設・移管等を、設置等基準に基づき推進します。	
交通安全啓発事業	交通事故ゼロを目指し、春・秋の全国交通安全運動、夏・冬の交通安全県民運動、早朝街頭指導などの啓発活動を、市民・警察と共同して実施します。	
交通安全施設整備事業	安心して暮らせるまちにするため、道路の危険個所については、学校関係者や市民からの要望を元に、ガードレールなどの交通安全施設を適宜適切に整備します。	

◆目指す姿の達成状況を測る主な指標

指標名	指標の説明と数値設定の考え方	現状値 2025		目標値 2031
刑法犯認知件数	警察が認知した尾鷲市内の窃盗犯、粗暴犯、凶悪犯等の総件数の数値です。毎年１月１日から 12 月 31 日までの一年間で集計し、犯罪のないまちをつくるため、現状値から毎年１件ずつ減少させることを目標として設定しています。	44 件	➡	38 件
交通事故件数	毎年１月１日から 12 月 31 日までの一年間で集計した、尾鷲警察署管内での死亡事故、人身事故、物件事故の総件数です。努力目標として、現状値から毎年マイナス 1%ずつ減少させることを目標として設定しています。	527 件	➡	497 件

◆市民との協働のために

行政の役割	市民・地域・団体などの役割
●特殊詐欺など高齢者を狙った犯罪を未然に防ぐため、関係機関と連携し、注意喚起や啓発活動に取り組みます。 ●防犯灯の管理、新設及び移設については、設置等基準に基づき、適宜適切に管理・運用します。 ●学校からの要望によって交通安全教室を実施していますが、自治会や地区からのニーズを把握し、交通安全教室を実施します。	●市民・地域・団体等が、犯罪の未然防止の重要性を十分に認識し、自主的な活動を地域全体へと広げていきます。 ●防犯灯に不具合がある場合には、市に連絡し、防犯施設の維持に協力します。また、市の設置基準に満たない箇所は、地域の実情に応じて地区が自ら設置・維持管理に取り組みます。 ●地域の自治会や地区会において、自主的・自衛的な交通安全啓発活動を実施し、市全体で交通安全意識の向上に取り組みます。

災害に強く、みんなに優しいまちづくり

◆関連計画

●尾鷲市交通安全計画
●尾鷲市通学路交通安全プログラム

災害に強く、みんなに優しいまちづくり



2−6 防災

◆現状と課題

●南海トラフ巨大地震の発生が懸念される中、近年は台風や線状降水帯等による豪雨災害が全国各地で頻発・激甚化しており、本市においても大規模地震や津波、風水害等への備えを継続して強化していく必要があります。これまで自主防災組織への支援や防災訓練、防災啓発活動等を通じて地域防災力の向上に努めてきましたが、地域の高齢化や人口減少の進行に伴い、自主防災活動の担い手確保や活動の活性化が課題となっています。

●災害の多様化・複雑化に対応するため、消防団員の災害対応能力の更なる向上とともに、消防団車両や詰所、資機材の計画的な整備・更新が求められています。加えて、消防団員をはじめとする地域防災の担い手の確保・育成についても継続的な取組が必要です。

●火災予防対策については、防火意識の啓発や住宅用火災警報器の適切な維持管理の促進、防火対象物への指導を継続し、火災による被害の軽減を図る必要があります。

●市民、自主防災組織、消防団及び関係機関との連携を強化しながら、地域防災力の向上と消防防災体制の充実強化を図る必要があります。

◆施策分野の目指す姿

東日本大震災や昭和東南海地震の教訓が、自助・共助・公助の取り組みにより防災文化として常態化し、消防防災体制が充実している安全で安心なまちを創ります。

◆主要施策

①住民主体の防災対策の推進

●「自らの身の安全は自ら守る」ために、地震・津波・風水害など身の周りの危険性、地域の状況について知り、家の中の地震対策や非常持ち出し品の準備などをして備え、地震・津波や風水害から身を守る行動ができるよう、住民が主体の防災対策の支援に取り組みます。

②地域防災力強化対策の推進

●「自らの地域は皆で守る」ために、日頃から防災・減災対策についての話し合いや防災訓練を行い、地域の危険性や防災の取り組み、避難路についての情報を共有する中で、市は必要な対策を進めることにより、地域防災力の強化を図ります。

③消防力の充実

●「行政、防災関係機関が担う」ことについて、消防庁舎や消防車両などハード面の計画的な整備を推進するとともに、災害対応能力の向上を図るため、人材の確保と育成及び各種訓練や研修などを通して職員の質の向上や関係機関との顔の見える関係の構築に取り組みます。

④火災予防対策の強化

●火災予防思想の一層の普及を図り、もって火災の発生を防止し、市民の生命や財産を守るために、火災予防に関する啓発活動や、住宅用火災警報器の設置及び住宅防火対策の推進に取り組みます。

⑤住宅の耐震化の推進

●地震による住宅の被害を軽減し、市民の生命、身体そして財産を守るために、住宅の耐震化を促進し

ます。

◆主要事業

事業名	事業内容	備考
住民主導型避難体制確立事業	地域住民自ら主体的に自助・共助について学び、話し合い、地域に即した避難体制を整えます。	国強
避難所運営マニュアル作成事業	地域住民自ら避難所の運営について学び、話し合い、円滑な避難所運営のためのマニュアルを整えます。また、作成したマニュアルを有用性を維持するために、定期的にマニュアルに則った訓練を行います。	国強
地域防災力向上補助金事業	地域組織が主体的に検討した防災対策に係る支援を行い、地域防災力の向上を図ります。	国強
避難路整備事業	津波避難のために地域組織が主体的に検討し、それに基づいた避難路の整備を行います。	国強
消防団員確保	消防団の意義についての啓発や、子どもの関心を高めるなど、長期的な取り組みにより、安定的に消防団員を確保します。	国強
消防防災体制の強化推進事業	人材の確保や適正配置、各種訓練や研修を通して隊員の資質の向上及び災害対応能力の向上並びに関係機関との陸路・海路・空路による相互連携体制強化を図り、強靭な消防防災体制を構築します。	国強
消防力の整備推進事業	消防庁舎の移転及び更新整備、消防車両の計画的な更新整備を進め、消防力の維持及び強化を促進します。	国強
地域の防災力の強化推進事業	様々な講習会や訓練を開催し、市民の防災力の向上を図り、自助・共助・公助への取り組みを推進します。過去の災害を体験した人から聞き取った教訓・体験談を語り継ぎ、啓発します。	国強
火災予防対策の強化事業	火災予防の啓発活動を積極的に行うとともに、住宅防火対策の推進及び住宅用火災警報器の設置率を向上させ、火災予防対策を強化します。	国強
木造住宅耐震診断/耐震補強等補助事業	1981 年以前に建てられた木造住宅の無料耐震診断、耐震補強等への補助を行い、地震による住宅の被害軽減を図ります。	国強
津波避難施設整備事業	津波避難困難者を解消するために、津波浸水域への津波避難施設の整備を行います。	国強

災害に強く、みんなに優しいまちづくり

◆目指す姿の達成状況を測る主な指標

指標名	指標の説明と数値設定の考え方	現状値 2025		目標値 2031
市民参加による防災対策の満足度	「尾鷲市まちづくりに関するアンケート」における「市民参加による防災対策」に関する満足度を点数化したものです。安全で安心なまちをつくるため、2031年度までに 0.05 ポイントの上昇を目指します。	2.93 ポイント	➡	2.98 ポイント
消防・救急体制の満足度	「尾鷲市まちづくりに関するアンケート」における「消防・救急体制の充実」に関する満足度を点数化したものです。安全で安心なまちをつくるため、2031 年度までに 0.1 ポイントの上昇を目指します。	3.10 ポイント	➡	3.20 ポイント
木造住宅の耐震診断率	1981 年以前の木造住宅総数に占める耐震診断済の住宅の割合を表す数値です。目標値については、県の「住宅・土地統計調査」を基に推定した市内木造住宅総数と、年間の診断予定数を勘案し、設定しています。	42.0%	➡	58.0%

◆市民との協働のために

行政の役割	市民・地域・団体などの役割
●地域の防災・減災力が向上するよう、市民・地域が主体の防災・減災対策に係る取り組みを積極的に支援します。 ●災害対応や火災予防に関する啓発を目的に市民を対象とした防災講話・防災訓練等を積極的に開催します。	●防災・減災の考え方や行動などについて意識し、自助・共助・公助の取り組みを推進します。

◆関連計画

●尾鷲市地域防災計画
●尾鷲市国民保護計画
●尾鷲市公共施設等総合管理計画
●尾鷲市公共施設個別計画
●尾鷲市建築物耐震改修促進計画
●尾鷲市港まちづくりビジョン

立場や地域、人々の隔たりのないまちづくり